

建設工事（作業）の前に必ず周辺住民に説明を

建設作業を行う場合は、必ず周辺住民に対して、作業内容や工期について十分な説明を行ってください。説明がなかったり、説明不足は周辺住民の感情を害し、トラブルの元となります。

また、騒音や振動の程度によっては、周辺住民だけでなく広範囲（他町内）に回覧等で知らせるとともに、低騒音の機械や工法を採用して、周辺的生活環境の保全に努めてください。

さらに、工事後の施設の設備（ボイラー・空調機器等）の騒音対策もきちんと行ってください。

特定建設作業の届出を忘れずに

2部提出

※工事請負業者が提出

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業のことで、法律及び県の条例で規制を行っています。

指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合は、工事開始の7日前までに市長に対し届出が必要です。

（ただし、1日で作業が終わる場合や災害等で緊急性がある場合は除く。）

騒音・振動規制法及び新潟県生活環境の保全に関する条例に基づく特定建設作業一覧表

特定建設作業の種類（騒音関係）		法律	県条例
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧力式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）	○	○
2	びょう打機を使用する作業	○	○
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	○	○
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15Kw以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	○	○
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量0.45m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200Kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）	○	○
6	バックホウを使用する作業（一定限度を超える大きさの発生しないものとして国土交通省が指定するものを除き、原動機の定格出力が80Kw以上のものに限る）	○	○
7	トラクターショベルを使用する作業（一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして国土交通省が指定するものを除き、原動機の定格出力が70Kw以上のものに限る）	○	○
8	ブルドーザーを使用する作業（一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして国土交通省が指定するものを除き、原動機の定格出力が40Kw以上のものに限る）	○	○
9	コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	—	○
特定建設作業の種類（振動関係）		法律	県条例
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧力式くい打くい抜機を除く）を使用する作業	○	—
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	—
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日の最大距離が50mを超えない作業に限る）	○	—
4	ブレーカ（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日の最大距離が50mを超えない作業に限る）	○	—

（規制基準）

- ★敷地境界線上において、騒音は85デシベル、振動は75デシベルを超えないこと。
- ★作業時間は、指定地域の第2・3種区域は午前7時から午後7時、以外は午前6時から午後10時まで。
- ★最大作業時間は、2・3種区域は1日当たり10時間、以外は14時間まで。
- ★作業期間は、連続して6日までとすること。
- ★作業日は、日曜その他の休日を除く日とする。